

防衛大人権侵害裁判を支援する会

支援する会ニュース 第3号 2017. 4. 3

発行 防衛大人権侵害裁判を支援する会

〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50エルビービル6階 福岡平和フォーラム内

TEL 092-633-3745 FAX 092-633-3310

Mail peace@fukuoka-forum.jp

第5回口頭弁論開かれる/大法廷が満席に！

防衛大人権侵害裁判第5回口頭弁論が3月6日(月)16時より福岡地裁301号大法廷で開かれました。大法廷(最大80名)はあつという間に傍聴者で埋まり、熱気ムンムンの中で行われました。以下、赤松弁護士からの報告

第5回期日では、原告の側はまず、平成25年8月、原告が加害学生たちを刑事告訴した後、防衛大がようやく重い腰を上げて実施した調査によっても、防衛大におけるいじめ、暴力、など不適切な学生間指導が、学内に蔓延しており、伝統的なものであり、悪弊として認められていること(認めざるをえなかったこと)を、明らかにしました。防衛大にとって、原告に対する陰湿ないじめや暴力が予測可能であったことを主張しました。

さらに、原告が入学する前、防衛省が平成23年3月に公表した「防衛大学校改革に関する報告書」においても、集団による不適切な学生間指導などの事案、「特に上級生が主導し下級生を巻き込んで引き起こす例」があることがすでに報告されていることを指摘しました。

そして、防衛大が、このように学内に暴力やいじめなどが長く蔓延してきているのを知りつつ、原告に対する暴力やいじめに対する対策をとらなかったことは、原告に対する国の責任をより強い理由でもって根拠づけることを改めて主張しました。

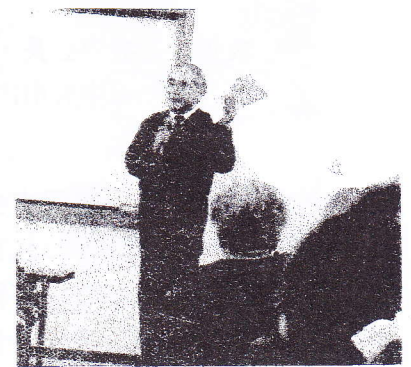
また、国の責任との関係で、平成26年5月頃、たとえば、原告が何者かに衣装ケースを破られ、

全員参加のボクシング部からも排除され、「親に泣きつきやがって」、「チクリは最低」、「土地柄親はヤクザ」、などと誹謗中傷され、原告が防衛大に居場所がなくなっていく状況、原告が帰郷を余儀なくされるまでの状況を明らかにする原告の陳述書を提出しました。

個人の被告に対する責任についても原告側の反論を陳述しました。

さらに、原告側は、原告に対する学生間のいじめや暴力に対する防衛大の教官の対応(の不十分さ、あるいはそもそも対応をしなかったこと)について明らかにするために、教官の部内での処分と、部内処分のための供述調書の提出を求めてきました。しかし、本年2月終わりに提出された調書は、ほとんどが黒塗りのいわゆる「のり弁当」のような調書であったことを抗議の意味も含めて法廷で傍聴席の皆様の前で明らかにしました。今後、弁護団では、文書提出命令などより強力な方法を検討しています。

支援者の皆様には、今後ともよろしくご支援をお願いします。



報告する赤松秀岳弁護士
(中央市民センター)

裁判報告会



支援する会の会長・石村善治さんの挨拶
(中央市民センター)

裁判終了後、福岡市立中央市民センター会議室で報告会が行われました。報告会は、支援する会の前海満広事務局長の司会で進められ、まず最初に原告の母親からの訴えが行われました。(次頁掲載)

次に、「自衛官の命を守る親(家族)の会」の樋口のり子さんより自衛官の人権侵害に対する実態や活動報告、支援する会を代表して共同代表の石村善治さんの挨拶と進められました。

弁護団は「進行協議」で遅れての参加となりました。弁護団は3名、到着次第それぞれ挨拶を頂きました。

冒頭、赤松秀岳弁護士より、堂前遼司弁護士の退任に伴い、後任に岩下祐子弁護士の紹介があり、岩下弁護士より挨拶、続いて木佐茂男弁護士より、最後に赤松弁護士より本日の裁判の意義、課題、防衛大の悪質な私的制裁を把握しておきながら放置している実態報告など今後厳しく証拠開示を求めていくなどの決意が示されました。

その後、事務局長より財政状況報告と支援の訴えがあり報告会を終えました。

終了後、毎回個別に開催していました「懇親会」を今回は原告・弁護団・支援者で行い(25名参加)交流を深めあいました。

■ 弁護団/堂前遼司弁護士(退任) → 後任に岩下祐子弁護士

第6回裁判

日時—6月19日(月)13時30分
法廷—福岡地裁法廷301号大法廷

終了後、報告会(福岡市立中央市民センター2階会議室) *裁判所のすぐ裏

〈これまでの裁判経過〉

第1回裁判

- *日時—5月23日(月)午前10時
- *法廷—福岡地裁303号法廷
- *原告代理人、赤松秀岳弁護士による意見陳述

第2回裁判

- *日時—7月11日(月)13時30分
- *法廷—福岡地裁303号法廷
- *原告代理人弁護士5人連名による「求釈明申立書」提出

第3回裁判

- *日時—10月4日(火)13時30分
- *法廷—福岡地裁303号法廷

第4回裁判

- *日時—12月6日(火)13時30分
- *法廷—福岡地裁303号法廷

第5回裁判

- *日時—2017年3月6日(火)16時00分
- *法廷—福岡地裁法廷301号法廷

原告・母親からの訴え

3月19日は、防衛大の卒業式です。ついつい、こんな大学でなかったら…と、考えてしまいます。息子はなおの事だと思います。もう二度とこんな思いをする若者を作らないためにも、この裁判で全てを明らかにし、改善させないといけません。

今回、防衛大側は息子が受けたような陰湿で悪質な私的制裁が学校内に蔓延していることは残念ながら間違いない…。少なくとも15年～20年前から行われていたと述べています。

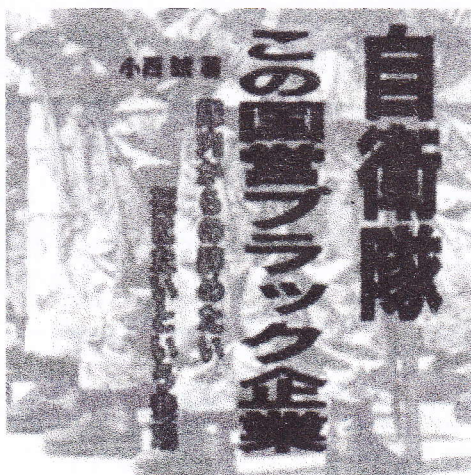
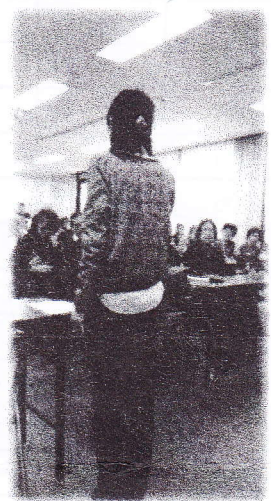
アンケートを見て驚いたのは体に火をつけられた学生が144人いたこと、しかも目を閉じて実施する方法で…。実際はもっといるであろうとは思っています。息子も「親の会」の方とお会いした時、初めてこの事を語りだしたからです。

アンケートには、防衛大内でしかわからないような私的制裁の用語が並びます。粗相ポイント、卒リン、空気椅子、食いシバキ、指令外出…。日本の中で、しかも防衛省の施設機関、「幹部自衛官を養成する」「紳士、淑女」とはあまりにもかけ離れている実態が明らかにされました。息子が入学する前から大学側は認知していたにも関わらず、息子や私

どもの訴えを適当にあしらっていました。アンケートも刑事告訴してから重い腰を上げたに過ぎません。また、民事裁判をすることは息子にとってかなり辛いものです。

今回、息子は思い出したくない事柄を一つ一つ丁寧に手繰り寄せ陳述書をやっとの思いで提出しました。しかし、国側は頁数まで塗りつぶした黒塗りの文書を提出してきました。馬鹿にしてるとしか思えません。この文書に携わってる人は私の納めた税金でこんな仕事をして…どんな思いで息子は作成しているのか、真摯に裁判をするべきです。

法廷で赤松弁護士がこの黒塗り文書に触れた時、傍聴席から私と同じ想いの声が漏れ、聞こえました。有り難かったです。これからも、この裁判の行方を見守って下さい。そして、どうか息子を支えてあげて下さいますよう、よろしくお願い致します。



パワハラ・いじめが蔓延する中、多数の現職自衛官たちから届く「辞めたい 死にたい」という悲鳴！

小西誠著 文庫 1700円＋税

「自衛隊この国営ブラック企業」

(社会批評社刊)

*小西 誠著／四六判並製 227頁 本体1700円

- パワハラ・いじめが蔓延する中、多数の現職自衛官たちから届く「辞めたい 死にたい」という凄まじい悲鳴—
今、そのおぞましい自衛隊内の実態が、初めて抉り出される！
- AKB48と萌えキャラに騙されて入隊したが……そこは「24時間勤務態勢」の下、「雇い止め」「サービス残業」が横行する元祖「ブラック企業」だった！
- 集団的自衛権行使の閣議決定を行った自衛隊の最高指揮官・安倍首相は、この自衛官たちの、本当の声を聞いたことがあるのか？

★投稿／護衛艦「さわぎり」人権侵害裁判から得たもの

－「自衛官の人権を求めて」－

事務局長・前海満広

| 防衛大 学 校 | | | | 自衛官 の自殺 |
|-------------------|-----|-----|------|------------|
| 年 | 入校者 | 退校者 | 割合 | |
| 2000 | 455 | 101 | 22.2 | 73 |
| 2001 | 427 | 119 | 27.9 | 59 |
| 2002 | 451 | 99 | 22.0 | 78 |
| 2003 | 479 | 138 | 28.8 | 75 |
| 2004 | 425 | 152 | 26.7 | 94 |
| 2005 | 569 | 163 | 38.4 | 93 |
| 2006 | 481 | 157 | 32.6 | 93 |
| 2007 | 498 | 139 | 27.9 | 83 |
| 2008 | 512 | 142 | 27.7 | 76 |
| 2009 | 485 | 126 | 26.0 | 80 |
| 2010 | 426 | 92 | 21.6 | 83 |
| 2011 | 483 | 110 | 22.8 | 86 |
| 2012 | 454 | 90 | 19.8 | 83 |
| 2013 | 494 | 106 | 21.5 | 82 |
| 「自衛隊この国営ブラック企業」より | | | | |

2008年8月25日、福岡高裁501号法廷で「判決を次のように変更する。被控訴人（国）は控訴人Bに対し150万円を、同B（母）に対し、200万円をそれぞれ支払え」との判決が言い渡されました。

1999年11月、海上自衛隊護衛艦さわぎり艦内で、一人の若い自衛官が上司等からいじめを苦に自殺から9年。自衛官の両親に永い間の苦勞が報われた瞬間でした。

「さわぎり」人権侵害裁判支援は、2002年3月11日に佐世保市内で結成されました。構成は九州ブロック8県の平和運動センター、労組会議、平和フォーラムを中心に社民党や民主団体も入り、九州ブロックでの支援体制となりました。まさに7年に及ぶ裁判闘争でした。この勝

利をきっかけに、「命の争裁判」「浜松航空自衛官人権裁判」「たちかぜ裁判」ほか、自衛官をめぐる人権侵害裁判で勝利してきました。

「自衛官人権ホットライン」の事務局長をされています小西誠さんの著書「自衛隊 この国営ブラック企業」によると「隊内でのいじめ、セクハラ、パワハラ、マタハラ、暴力、犯罪の多発など恐れるべき隊内、防衛大の実態」が紹介されています。

「さわぎり」人権侵害裁判で、裁判支援を通して一つの運動の方向性が出てきたのは、「自衛官の人権を求めて」でした。自衛隊と言っても25万人の国家公務員の大職場です。「自衛隊をどう位置づける」かは、この裁判支援のテーマではありません…が、「自衛官の人権がないがしろ」にされているは「日本を守る」どころか、旧日本軍のかつて歩んできた「軍隊は国民を守らない」「軍国主義」になって行くのではないのでしょうか。

「自衛官の人権を求めて」。この問いかけと運動づくりが、「自衛隊」を今後どうしていくのか、ひいては「自分自身の人権を守る」ことにもつながっていくのではないのでしょうか。防衛大の「学生間指導」「いじめ実態」に光を当てていくこの裁判が全国初めての闘いとなります。

財政支援カンパをお願いします

一口1,000円（何口でも可）

郵便振替口座

○名称 防衛大人権侵害裁判を支援する会

○口座 01750-5-145369